

記録申請についてのお願い

大阪マスターズ陸上競技連盟（以下「大阪マスターズ」という。）では、毎年、年度初めに前年度（1月1日～12月31日）の公認記録の整理をし、結果を「会報」および「ホームページ」に掲載しています。大阪マスターズ会員の皆様の記録申請のルールを次のとおり定めますのでご協力願います。

1. マスターズ公認記録について

大阪マスターズの会員の皆様が、各種競技会において出された記録については、次の手続きにより公認記録となります。

- (1) マスターズが主催または主管する各種競技会における記録
主催または主管する都道府県マスターズや地域マスターズが日本マスターズ陸上競技連合（以下「日本マスターズ」という。）に記録の公認申請をすることにより、マスターズの公認記録となる。
- (2) 陸上競技協会や実業団等の公認競技会における記録
記録を出した会員が所属する都道府県マスターズから、日本マスターズへ申請することにより、公認記録となる。このためには、会員から大阪マスターズへの記録申請が必要。
- (3) 大阪マスターズにおける各種目別・年齢クラス別の最高記録の公認
大阪マスターズで年度更新を行い日本マスターズに申請することにより、大阪最高記録して認定される。

2. 記録申請のルールについて

マスターズの記録の公認は前項の手続きによりますが、現状、大阪においては、大阪マスターズが主催する競技会以外（他の都道府県マスターズでの競技会等）での記録については、把握することが困難であるため、大阪マスターズの会員の皆様が各種競技会で出された記録のうち、次の競技会の記録については、皆様自身が事務局へ申請していただく必要があります。大阪最高記録に該当する場合でも申請漏れがあれば、最高記録の更新ができません。

<記録申請が必要な競技会>

- ① 地域マスターズ主催の公認大会（選手権大会等）
(注) 近畿マスターズ選手権大会の記録申請は不要。ただし、近畿以外は申請が必要。
- ② 都道府県マスターズ主催の公認競技会（選手権大会や記録会等）
(注) 近畿の滋賀・京都・兵庫・奈良のマスターズ選手権の記録申請は不要。ただし、近畿であっても記録会等については記録申請が必要。
- ③ 日本陸上競技連盟主催の公認競技会または各陸上競技協会主催または主管の公認競技会
- ④ 実業団主催または主管の公認競技会
- ⑤ 世界マスターズまたはアジアマスターズ主催の海外で行われる大会

<記録申請が不要な競技会>

- ① 大阪マスターズが主催または主管する競技会
- ② 日本マスターズが主催する全日本マスターズ選手権等の競技会

<記録申請に必要な書類等>

- ① 記録公認申請書（ホームページからダウンロードまたは会報記載の申請書）
- ② 記録証または表彰状の写し（風速や重量を記載が必要）
(注) 郵送以外にファックスまたはPDFファイルのメールでの送付も可。
- ③ 記録申請が必要な競技会の③～⑤の競技会については、日本マスターズの競技規則を参照願います。

【日本マスターズ陸上競技連合競技規則・抜粋】

6 公認競技会の条件

- (1) 本連合が主催・後援するマスターズ陸上競技大会であること。
- (2) 都道府県マスターズ陸上競技連盟が主催する大会・記録会であらかじめ本連合に申請し、認可された競技会であること。
- (3) マスターズ以外の競技会は、(公財)日本陸上競技連盟傘下および協力団体の競技会で(公財)日本陸上競技連盟の主要競技会日程表(陸連カレンダー)に掲載されている競技会であること。

7 記録の公認

本連合の規程による範囲内で、記録申請のあったもの。(4週間以内に提出がなければ記録公認しない。)

本連合および本連合の地域ブロック並びに都道府県連盟主催の競技会以外(いわゆる陸連・陸協など主催の競技会については、下記の条件を満たし都道府県マスターズ陸上競技連盟から本連合へ申請のあったものであること。

- (1) 大会のプログラムまたはその写し。
- (2) 申請者が出場した種目の参加者氏名と記録一覧表の写し。
- (3) 申請者の記録証明書(大会主催者、審判長、または記録主任のサインがあること。)
- (4) 所属マスターズ連盟の署名があること。
- (5) 日本記録申請時、年齢の確認できるもの(健康保険証、運転免許証等の写し)を必ず添付すること。(当該年度内であれば一度提出があった場合には、二度目から添付不要)
- (6) 世界記録、日本記録申請時は、トラック競技については写真判定主任のサインのあるゼロコントロールおよびフィニッシュ画像を必ず添付すること。
- (7) 記録公認料1件につき3,000円を納付すること。(注)

(注) 2017年度については、大阪マスターズで半額を負担しますので、1件1,500円の個人負担とします。

<申請期限および申請先>

- ① 競技会終了後、速やかに申請してください。
年度記録更新のため、記録樹立年の翌年1月末を最終期限とします。
- ② 申請先 大阪マスターズ 事務局